



金沢市公報

号外第21号

平成22年(2010年)9月7日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
選挙管理委員会告示	
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について (選挙管理委員会)	1
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所の設置について (")	1
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所の開閉時刻について(")	2
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について(")	2
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の場所について (")	2

石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の記載場所及び取扱日時について (")	2
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における金沢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について(")	3
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時について (")	3
石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時について (")	3

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第71号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により投票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第25条の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
金沢市 投票区	金沢市普正寺町9の15番地	福島 健一	金沢市佐奇森町ヲ127番地	大杉 守

●金沢市選挙管理委員会告示第72号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により金沢市投票区の投票所を次の場所に設けるので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第41条第1項の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票所の場所

金沢市金石西4丁目5番30号

金沢市金石市民センター1階会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第73号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定により金沢市投票区の投票所の開閉時刻を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
金沢市投票区	午前9時	午後4時

●金沢市選挙管理委員会告示第74号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により投票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	金沢市専光寺町ツ20番地	西村 俊夫	9月8日
金沢市金石北2丁目13番38号	筆 貴史	金沢市金石西4丁目6番15号	平野 雅範	9月9日
金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	金沢市専光寺町ツ20番地	西村 俊夫	9月10日
金沢市金石北2丁目13番38号	筆 貴史	金沢市金石西4丁目6番15号	平野 雅範	9月11日
金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	金沢市専光寺町ツ20番地	西村 俊夫	9月12日
金沢市金石北2丁目13番38号	筆 貴史	金沢市金石西4丁目6番15号	平野 雅範	9月13日
金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	金沢市専光寺町ツ20番地	西村 俊夫	9月14日
金沢市金石北2丁目13番38号	筆 貴史	金沢市金石西4丁目6番15号	平野 雅範	9月15日

●金沢市選挙管理委員会告示第75号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所の場所を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

期日前投票所を設ける場所

金沢市金石西4丁目5番30号

金沢市金石市民センター1階会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第76号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の記載場所及び取扱日時は、次のとおりです。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

1 記載場所 金沢市金石西4丁目5番30号

金沢市金石市民センター 1階会議室

- 2 取扱日時 平成22年9月8日から同月15日までの間
毎日午前8時30分から午後8時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第77号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項の規定により金沢市開票区の開票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第68条の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

開票区名	開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
金沢市 開票区	金沢市普正寺町9の15番地	福島 健一	金沢市佐奇森町ヲ127番地	大杉 守

●金沢市選挙管理委員会告示第78号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により、金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第62条第6項の規定により告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所2階203会議室
- 2 日 時 平成22年9月14日
午前10時から

●金沢市選挙管理委員会告示第79号

平成22年9月16日執行の石川海区漁業調整委員会委員補欠選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により次のとおり告示します。

平成22年9月7日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 開票の場所 金沢市金石西4丁目5番30号
金沢市金石市民センター1階会議室
- 2 開票の日時 平成22年9月16日
午後5時から

平成22年(2010年)9月7日 印刷
平成22年(2010年)9月7日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄